

京都市立病院の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第178号

京都市立病院の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市立病院の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則

第1条中「京都市立病院（以下「」を「京都市病院事業として経営する」に、「」という。）」を「及び診療所」に、「及び」を「並びに」に、「ついて」を「関し」に改める。

第2条を次のように改める。

（受付時間、休診日等）

第2条 外来診療（救急診療に係るものを除く。以下同じ。）の受付時間及び休診日（外来診療を行わない日をいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

2 京都市立京北病院において行う指定訪問看護等（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護、老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護、介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護及び居宅療養管理指導（同条第10項に規定する居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の受付時間及び受付をしない日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

受付をしない日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに

1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 診療所の診療日及び受付時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

第3条中「を利用しよう」と「又は診療所において診療を受けよう」とに、「診察券（第1号様式）」を「別に定める診察券」に改める。

第4条中「を利用しようとする者」を「又は診療所において診療を受けようとする者（初めて診療を受けようとする者を除く。）」に改め、「つど」の右に「前条の」を加える。

第5条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第1項を次のように改める。

病院において入院診療を受けようとする者又は京都市立京北病院において介護保険法第7条第14項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第23項に規定する介護療養施設サービス（以下「短期入所療養介護等」という。）を受けようとする者は、入院申込書（第1号様式）を市長に提出し、入院の承認を受けなければならない。

第5条第2項本文中「病院において入院診療」を「前項の承認」に改め、同条第3項中「勘案して」を「考慮して」に、「許可する」を「承認する」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（指定訪問看護等の利用の承認）

第6条 京都市立京北病院において指定訪問看護等を利用しようとする者は、指定訪問看護等利用申込書（第2号様式）を市長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

（利用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病院若しくは診療所の利用を制限し、又は第5条第1項若しくは前条の承認を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

第8条を削る。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「算定方法」の右に「(平成6年3月16日厚生省告示第54号)」を加え、同項第2号中「基準」の右に「(平成6年3月16日厚生省告示第72号)」を加え、同項に次の2号を加える。

(3) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)により算定した額

(4) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第21号)により算定した額

第9条第3項各号列記以外の部分中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改め、同項第1号中「助産に係るもの」の右に「, 訪問看護料, 訪問看護加算料」を加え、「別表」を「別表第3」に改め、同項第2号中「健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準又は老人保健法第31条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準」を「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月5日厚生省告示第237号)又は老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年8月5日厚生省告示第253号)」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項を削り、同条第2項本文中「入院診察」の右に「又は短期入所療養介護等」を加え、同条第2項を同条第1項とし、同条に次の2項を加える。

2 指定訪問看護等(居宅療養管理指導を除く。)に係る使用料等は、月の1日から末日までの利用に係る使用料等をその翌々月の15日までに納入しなければならない。

3 前2項の使用料等以外の使用料等は、病院又は診療所を利用した際に納入しなければならない。

第10条を第9条とする。

第11条第1項中「第4条」を「第6条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「納付する」を「納入する」に改め、同項第2号中「において特別」を「が特別」に、「事情」を「理由」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「許可」を「承認」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第12条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

別表中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	金 額	
			市 内	市 外
個室専用料	A 室	1 日	5,000	6,000
	B 室		6,000	7,200
	C 室		7,000	8,400
	D 室		8,000	9,600
初 診 時 加 算 料		1 回	1,000	
特 別 長 期 入 院 料		1 日	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年3月11日厚生労働省告示第88号)第5号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)に、10円を乗じて得た額	
分 べ ん 料	時 間 内	1 回	60,000	72,000
	時 間 外		70,000	84,000
	深 夜		80,000	96,000
新 生 児 保 育 料		1 日	3,000	3,600
半 日 人 間 ド ッ ク 利 用 料		1 回	38,000	

京都市立
病院

	診療を受ける者その他 院長が定める者	無	料	
	駐車場の使用料	その他の者	1 回 400円。ただし、使用時間が1時間以内のときは無料、1時間30分を超えるときは超える時間30分までごとに200円を400円に加算した額	
	個室専用料	1 日	2,500	
	訪問看護料	健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護	1 日 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成6年9月9日厚生省告示第296号)により算定した額	
		老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護	1 日 老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準(平成4年2月29日厚生省告示第29号)により算定した額	
	訪問看護加算料	健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護及び老人保健法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護	時間内 30分 時間外 30分 深夜 30分	利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,000円を加算した額 訪問看護料に4分の1を乗じて得た額(利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,250円を加算した額) 訪問看護料に2分の1を乗じて得た額(利用時間が2時間を超えるときは、超える時間30分までごとに1,500円を加算した額)
		介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護	30分	第8条第1項第3号の規定により算定した額に4分の1を乗じて得た額
		半日人間ドック利用料	1 回	38,000
		駐車場の使用料	無	料
文書料	簡易な証明書	1 通	500	
	普通の診断書又は証明書		1,500	
	特殊な診断書又は証明書		3,000	
	自動車損害賠償保障法の規定に基づき損害賠償額等の支払を保険会社等に請求するために用いる診断書又は証明書		4,000	
	健康保険法の規定に基づき出産育児一時金、出産手当金又は家族出産育児一時金の支払を保険者に請求するために用いる証明書又は意見書		1,000	
その他	実費に相当する額			

別表備考3中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の右に「又は出生の日から3

歳に達する日の属する月の末日までの間にある者が受けたもの」を加え、同備考9中「女子」を「京都市立病院において女子」に改め、同備考第12中「既応症」を「既往症」に改め、同備考中12を15とし、11を14とし、10を13とし、9の次に次のように加える。

10 介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護に係る訪問看護加算料は、当該訪問看護が1時間30分を超える場合に徴収する。

11 訪問看護加算料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

12 京都市立京北病院において眼底検査及び眼圧検査を受けない場合の半日人間ドック利用料は、1回につき37,000円とする。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

区 分	受 付 時 間	休 診 日
京 都 市 立 病 院	午前8時30分から午前11時30分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
京 都 市 立 京 北 病 院	午前8時30分から正午まで	

別表第2（第2条関係）

区 分	診 療 日	受 付 時 間
京 都 市 黒 田 診 療 所	金 曜 日	午後2時から午後4時まで
京 都 市 山 国 診 療 所	月曜日及び水曜日	午前9時から正午まで
京 都 市 細 野 診 療 所	木 曜 日	午後2時から午後4時まで
京 都 市 宇 津 診 療 所	火 曜 日	午後2時から午後4時まで

第1号様式を削る。

第2号様式注以外の部分中「京都市立病院の管理等に関する規則」を「京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則」に、

本人	(ふりがな) 氏名	生年月日	年月日生	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所				

を

本人	(ふりがな) 氏名	生年月日	年月日生	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所				
介護保険サービスを利用する場合は、利用するサービスの種別		<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 介護療養施設サービス			

に改め、同様式を第1

号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

指定訪問看護等利用申込書

(あて先)京都市長	年月日
申込者の氏名（記名押印又は署名）	
印	

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則第6条の規定により <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 の利用を申し込みます。					
本人	(ふりがな) 氏名	生年月日	年月日生	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所				
申込者	(ふりがな) 氏名	本人との関係			
	住所				
主に受診している医療機関					
主治医名					
緊急連絡先	氏名			電話番号	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前にした旧京北町国民健康保険直営診療施設の設置及び管理に関する条例第2条に規定する京北町国民健康保険直営京北病院に係る入院の手続その他の行為は、この規則による改正後の京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)